

令和2年度第3回
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：2021年3月2日（火）午後3時開会
場 所：経済センタービル 8階 Aホール

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 本日は大変お忙しいところを、また、悪天候のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま委員14名中11名がおそろいでございます。札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから、令和2年度第3回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の上田でございます。

議事事項に入るまでの進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日も、前回同様、審議中に換気を行い、各座席を離すなど、新型コロナウイルス感染症対策を行っております。

連絡事項ですが、窪田委員、吉田委員、山本委員におかれましては、欠席する旨のご連絡が入っております。また、松田委員におかれましては、途中退出する旨のご連絡が入っております。

次に、お手元の資料を確認させていただきます。

本日、各委員のお席には、配付資料1の会議次第、配付資料2の座席表、配付資料3の札幌市景観審議会委員名簿、報告資料1-1の活用促進景観資源の登録の報告、報告資料1-2の活用促進景観資源の登録公表資料、報告資料2の景観プレ・アドバイスの実施について、説明資料1-1の新さっぽろ駅周辺地区景観まちづくり指針（最終案）、ここからは審議会委員にのみ配付している資料となります。まず、説明資料1-2の第2回景観審議会時の新さっぽろ駅周辺地区景観まちづくり指針意見と回答、説明資料2-1の景観重要建造物の指定について、説明資料2-2の景観重要建造物の指定候補について、説明資料2-3の景観重要建造物の指定候補の現況写真、説明資料2-4の第2回景観審議会時の景観重要建造物の指定候補に対する意見と回答、説明資料3-1の札幌景観資産の指定候補について、説明資料3-2の札幌景観資産の指定候補の現況写真がございます。

以上でございますが、不足のものなどはございませんでしょうか。

それでは、この後は議事事項に入ります。今後の場内の写真撮影はご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、これ以降の進行につきましては、小澤会長にお願いいたします。

それでは、小澤会長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○小澤会長 小澤でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

皆様、大変な雪の中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

また、ちょっと慣れない会場で、かなり広く、私は午前中も小さい字を読みながら仕事

をしていたので、遠くの皆川委員と早川委員がよく見えないのですけれども、円滑な議事進行に尽くしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、大変お忙しい中を恐縮ですが、非常に長い2時間30分ほどのお時間を取っております。内容が盛りだくさんで、報告事項が2件、議事事項が3件ございます。

大体の時間配分としましては、最初に報告事項の2件を10分程度で報告していただいた上で、議事事項(1)から(3)までについては、(1)を大体50分から55分で、(2)(3)を40分程度で考えております。円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、会議次第どおりに進めたいと思いますが、報告事項の(1)と(2)に参りたいと思います。

まず、報告事項(1)の活用促進景観資源の登録について及び報告事項(2)景観プレ・アドバイスの実施についてです。

この2項目につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(景観係長) 景観係長の永井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

報告事項の(1)と(2)につきましては、事前にメールで告知をさせていただきましたが、この後の議事の時間を優先するため、一旦、配付した資料をご確認いただくことをもって報告に代えさせていただきたいと思っております。

資料の見方のみを申し上げますと、活用促進景観資源の登録の報告ということで、資料1-1と1-2がございます。

1-1は、登録番号を1から7まで振っておりますが、1から6がこれまで登録してきたもので、色づけしている7は、今回直近で登録したご報告になります。こちらの詳細については、報告資料1-2の表裏で解説しているところがございます。報告資料1-2は、既に札幌市のホームページにこのような形で掲載されております。

続きまして、報告資料2はA3判横で、表面は(仮称)南2西10丁目計画 景観プレ・アドバイス(設計段階)ということで、計画の概要とコンセプトがまとめられております。裏面は、そのアドバイス部会における主なやり取りを簡潔にまとめたものとなっております。

ご質問やご確認がありましたらこの後の議事事項が終了した後に、お時間が許せばお受けいたします。また、会議終了後においても、電話やメール等でもご対応させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小澤会長 ありがとうございます。

○東原委員 東原です。

制度上の確認を踏まえたことですが、一つ目の活用促進景観資源については、これはどなたがお決めになって、今日、なぜここで報告されているのか、そこを教えてください。それが一つ目です。

二つ目は、景観プレアドバイスの実施についての報告がなされましたが、令和2年の8

月 8 日時点に景観アドバイザー部会が開催されたものが、なぜ今ここで報告されるのか、1 月にも景観審議会がありましたけれども、そのときに報告されなくて、半年ばかりがたった今、なぜここで報告されるのですか。

また、裏面の一番の発言要旨が書いてありますけれども、最後のほうに、「90メートルという高さの建物がこれからどんどん建っていくことが心配で懸念している」「考える時期に来ていると痛感している」とまとめられています。しかし、ここでは、プレアドバイザー部会で委員の方々がご発言されたことが景観維持に当たってどのような活用の仕方がなされているのか、具体的に全く分からないのですが、委員の方々のご発言は最終的にどのような形で景観に結びついていくのでしょうか。

○事務局（景観係長） 今、幾つかのご質問がありました。まず、1 点目の活用促進景観資源の登録についてですけれども、条例上の定めについて、いま一度お話しいたしますと……。

少々お待ちください。

○東原委員 もしお時間を要するようならば、後で一斉メール等でお答えいただいてもいいです。

前回もご指摘させていただいたとおり、景観計画は、かなり細かい点まで条例等で規制されているのですが、全ての出席委員がそれらを読み解いて、なぜそれがここで付議されるのかを理解された上で出席できる状況にありません。ですので、今後は、「今回はこの根拠に基づいてこれを報告するものです」と前文に一筆入れていただければと思います。

○事務局（景観係長） 分かりました。

今の東原委員のご質問については、正確にお答えできたほうがいいと思うので、メールにまとめて皆さんに分かる形で発信したいと思います。

また、最後のご指摘については、今回の報告は、こういう位置づけでこういう報告になるということを資料を事前明示するときに丁寧にお示ししていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○小澤会長 ありがとうございます。

そうしましたら、議事事項に入らせていただきたいと思います。

議事事項（1）は、新さっぽろ駅周辺地区景観まちづくり指針（最終案）についてでございます。これは、この審議会における意見聴取についてです。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長の林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の本題に入る前に、これまでの経緯を簡単にご説明させていただきます。

お手元にあります最終案は、昨年 11 月の第 2 回景観審議会にて委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて修正したり、反映させたものとなります。なお、委員の皆様からいただいたご意見は、資料 1-2 として添付しております。

この最終案は、今日、この場でご提示させていただく前に地域の皆様に周知、確認いただいております。全戸に周知させていただいたのですが、今回のこの案に対する特段の意見は届いていない状況です。今回は、11月にも一度ご説明をさせていただいておりますので、変更した箇所をメインにご説明させていただきたいと思っております。

また、今、小澤会長からもありましたとおり、今日は、指針策定に当たっての景観条例に基づく意見聴取ですので、指針の内容に関していただいたご意見を踏まえて、今後の取組を進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページの目的と位置づけをご覧くださいませか。

こちらについては、11月の審議会で、一番最後の目的のところ少し曖昧な表現が含まれているので、見直したほうがよいというご意見をいただきましたので、目的の部分を少し修正し、「本指針は、これら計画に基づき、まちが大きく変わる機会を捉えて、新さっぽろ駅周辺地区の地域特性に応じた魅力的な景観の形成を図ることを目的として定めるもの」と明記させていただきました。

続きまして、2ページ目に参ります。

ここには指針の位置づけを記載させていただいております。11月の段階では、関連する計画との関係をA4判の半分程度の図で示していただけでした。それに対して、関連する計画で目指すところと景観指針で目指すところのすみ分けや役割をきちんと明示したほうがいいのではないかとご意見をいただいております。今回は、2ページに示しておりますように、新さっぽろ駅周辺の地区まちづくり計画の内容やそれを踏まえて景観まちづくり指針で目指している点、新さっぽろ駅周辺の地区計画で目指している点などについて、文章と範囲を明確に記載させていただき、それぞれについて詳述させていただきました。

続きまして、3ページ目と4ページ目は、策定までの経緯と対象区域を載せております。こちらはページの並び替えはしておりますけれども、文章自体に変更は加えておりません。

続きまして、5ページ目に参ります。

ここには、これと全く違う写真を掲示させていただいたのですが、どこを撮影しているものか分かりにくいというご意見がありましたので、本文にならう形で、「街並みやみどり、人の営みなどの多様な個性が響きあい」というところを踏まえ、それを表す写真に差し替えさせていただいた内容になっております。

続きまして、6ページ目でございます。

ここは方針の1番と2番に少し修正を加えております。方針の1番目は、「それぞれのまち並みに一体感が生まれる景観まちづくり」という方針を掲げていながら、前のページに、「多様な個性が際立ちつながり」という文言があったことから、少し矛盾するのではないかとご意見をいただいております。

そのご意見を踏まえて、「地域交流拠点として地域の顔となる場所や住宅が連なる場所など、異なる個性を持つ多様な街並みが形成されています。それぞれの街並みの特徴を捉

え、周辺とのつながりを意識して、建物の色彩を整えたり、植栽をしつらえたりすることで、それぞれの街並みの個性を生かしながらも一体感が生まれる景観まちづくりを目指します」と、文章の記載を少し修正させていただきました。

それから、2番目の緑に関する方針についていただいたご意見は、顔をつくる駅周辺のエリアと住宅エリアが少し分断されている表現になっているので、両方のエリアにつながっている原始林通の緑を介してネットワークをつなげていくイメージで方針を仕立てていけばいいのではないかというものでした。そのご意見を踏まえて、その部分を追記させていただきましたが、緑に関する原始林通については後で基準に出てきます。

7ページ目は、写真の差し替えを行っておりますが、文章自体に手は加えておりません。安心・安全やおもてなし、にぎわいについての方針になっております。

8ページ目と9ページ目になります。

ここからは、景観形成基準に関する内容になりますが、11月には、顔をつくるエリアの駅周辺と東の住宅エリアの基準が混在してしまして、どれがどこを目指しているのか非常に分かりにくいというご意見をいただきました。それを踏まえて、今ご覧いただいていますように、左側のページに景観まちづくり推進区域の基準、この区域全体に関する基準を掲載しました。右側には、景観誘導区域の基準、駅周辺の顔となる部分の基準ということで、分けて一覧化をさせていただきました。

9ページ目の景観誘導区域の基準のうち、薄いピンク色で示しているのは全体の推進区域にもかかる基準で再掲になります。白で示しているのは、景観誘導区域のみに係る基準となります。

方針でいきますと、まち並みの一体感や緑、安心・安全は、エリア全域も踏まえた基準構成になっているのですが、その下のおもてなしの拠点とにぎわいと交流が生まれる景観まちづくりの二つは、顔となる景観誘導区域独自の基準ということで構成し直している状況になります。

10ページ目以降は、ここで一覧化した方針にぶら下げる形で関連する基準を掲載しております。

こちらについては、景観形成基準の表現のうち、基準として守ってほしい部分とイメージや例示などの部分が混在して書かれていたので、明確に分けたほうが効果的というご指摘をいただいておりますので、それを踏まえて修正させていただきました。

修正させていただいた点としまして、10ページを例にご説明させていただきますと、「建築物等は、街並みの一体感に配慮した色彩・しつらえとなるよう」ということで、基準は解説の部分に相当するものと捉えて構成しております。

一方、11ページ目もそうですが、イメージや例示については、オレンジの枠囲みの検討のポイントという形で示しており、基準と例示が分かるように分離させていただく構成とさせていただきます。

ここで言いますと、「向こう三軒両隣を意識しましょう」とか「景観70色を活用しま

しょう」という部分は、色彩やしつらえの一体感を出していくための一つの例という形にしております。

続きまして、11ページ目ですが、こちらでも検討のポイントを追加させていただきました。もともと質の高いデザインだけを基準の中に表していたのですが、質の高いデザインの例として、検討のポイントの①色彩の彩度の配慮や②街並みへの配慮のところに図を示させていただいております。

続きまして、12ページ目になります。

こちらは先ほどの方針でも触れさせていただきましたが、図を追加しまして、推進区域と誘導区域にまたがっている原始林通、図中の破線で表している通りを介して緑をしつらえていくことでエリア全体の一体感を生み出していきたいという表現に改めております。

続きまして、13ページと14ページ目は、図を少し差し替えさせていただいたところですが、大きな変更を加えておりません。

次に、15ページ目ですが、こちらはもともとユニバーサルデザインなど誰にでも分かりやすい複数の表現を用いていたのですが、それがちょっと曖昧だというご意見をいただいております。それを踏まえて表現を①に集約し、「地域の特性を踏まえて誰にでも分かりやすいデザインとしましょう」としました。今回はユニバーサルデザインという言葉は使わないことにいたしました。

それから、誰もが分かりやすいだけではなくて、駅前なので、移動しやすいという概念も必要ではないかというご意見もいただいておりますので、そこも表現として加えさせていただいております。

16ページ目から19ページ目までは、にぎわいに関する方針と届出の手続について記載しておりますが、こちらは特段の変更を加えていない状況になります。

最後の20ページ目になります。

6の良好な景観の形成に資する活動についてですが、こちらは少し変更しております。11月の段階では、ここに示しているおもてなし、地域の環境整備、景観学習などについて、こういうものがありますということで単純に例示させていただいたのですが、それを示している意図が不明確というご指摘をいただきました。私どもでは、札幌市として、これらの活動が地域特性に応じた魅力的な景観の形成につながるものと捉えまして、地域のニーズを踏まえ、これらの支援を行っていきたいと考える札幌市のスタンスを追記させていただきました。

以上が本文になりますが、11月の時点では、21ページ目以降は分冊の参考資料という形で分けていたのですが、連番にして一つの冊子にしたほうがご覧いただきやすいということで、参考資料という扱いですが、指針の後ろにつけて1冊にまとめさせていただきました。

以上、非常に簡単ですが、変更点をメインにした最終案のご説明をさせていただきます。

た。よろしく願いいたします。

○小澤会長 ご説明をありがとうございます。

前回の審議会での意見を踏まえて、指針の最終案ということでまとめていただきましたが、この審議会で意見聴取した後に、市ではこれを指針として決定される手続きに入ります。最終版に向けた最終案に対する意見ですので、皆さんからご意見をお聞きしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

発言に当たっては、ぜひマイクでお願いいたします。

○皆川委員 皆川です。

前回、時間が足りなくて言い足りなかった部分がありますので、そこら辺も含めて発言させていただきたいと思っております。

まず、景観指針を策定する場合、どこの地区でも同じような内容ではその意義が薄れてしまうと思っております。条例の中にも、「地域特性に応じた良好な景観形成のための」と定められていると思っております。その観点からこの指針を見たときに、3の(1)の景観まちづくりの目標の記載までは地域特性を踏まえたものとなっているのですが、3の(2)景観まちづくりの五つの方針以降は、新さっぽろ地区のためのものという地域特性が希薄で、どこの地区の指針なのかということが判然としない感じがするのです。

この地区の特性は、(1)の目的に記載されているとおり、多様な機能や多様な人とか、個性とにぎわいなどではないかと思うのです。そうしたことから、3の(2)以降は、この目的に合わせて大幅な修正が要るのではないかと思います。

ただ、最終案ということで、既に地元の方にもお示しされているというご説明がありましたので、私から変更案というか、対案を提起しますので、可能な限り善処していただければということでお聞きください。

対案として、まず、一つ目は、方針には1から5までの項目がありますが、この記載順番を5・4・2・3・1と変更します。最初に来るもののほうが、目につきやすいというか、重きを置かれる意味合いがあると思っておりますので、そのように変更していただきたいと思います。

二つ目は、方針とか基準の説明文の中に、「楽しさ」という言葉を可能な限り盛り込んでいただきたいと思います。例えば、「気軽に憩うことができる」に加えて「楽しい空間」とか「分かりやすく歩いていて、楽しくなる空間」とか「うるおい、やすらぎ、楽しさが感じられる」など、「楽しい」という言葉を入れるとイメージが変わっていくと思っております。それから、広告物についても、「楽しさを演出する工夫を求める」というような一文を入れることで改善すると思っております。

私の勝手なイメージですけれども、ジョイフル・ストリートという観点で言葉を選んでいくといいと思っておりますので、そこら辺がもし可能であれば対応していただきたいと思います。

それから、この案には全く記載がないのですが、この地区の構造的特性として、

道路が屈曲している曲線路がすごく多いと感じました。この点を踏まえた記載はなくてもいいのかと思うのです。例えば、ネガティブな要素としては、見通しが悪いことがあると思います。また、変化に富んだとか、景色が変わるといったメリットにつながる要素でもあると思います。また、見通しが悪いとカーブの内側の植栽などが目線を遮るので、そんなことがないように配慮することを盛り込む必要があると思います。

そのほかに、文言の体裁についても気がついたところが多少あるのですが、それはまたお時間があるときに発言させていただきます。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ありがとうございます。

今日、この場で結論を出すのは難しいと思いますので、持ち帰ってしっかり受け止めさせていただければと思います。

考え方として否定することはないのですが、この地区は、文教エリアや医療、公共、顔とは全然違う住宅地もあり、これまで指針をつくってきたエリアの中で一番多様に富んだエリアで、それらを一体的な地域にしていくべきという考え方は、まさに目標からつながるものですので、一番最初に持ってきました。

今、皆川委員がおっしゃったのは、交通結節点や多様な機能が集積する顔の部分を重視すると、にぎわいやおもてなし、楽しさをもっと前に出したほうが良いというご意見だと思います。今まで地域の方々からいただいた意見もありますので、それらをもう一度見返しながら検討させていただければと思います。そんな感じでいかがでしょうか。

○皆川委員 はい、ありがとうございます。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ありがとうございます。

○小澤会長 限られた時間ですので、まずは、できるだけ委員の皆様の広い意見をお聞きしたいと思います。今の意見に触れながらご意見をいただいても結構ですし、独自のご意見をいただいても結構です。

森委員、お願いいたします。

○森委員 森です。よろしく申し上げます。

今、皆川委員のご発言に関連して、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

今回、原始林通が出てきましたが、ここのまちが持つ資産、資源は何なのかというものが明示されていないので、いきなり出てきた感じがいたしました。ですので、皆川委員のお話にもありましたが、多様性という言葉がありますけれども、その前に、現状でどういったまちなのかということ一度整理されて、それを踏まえてこういう計画をするのだという位置づけにできないかと思いました。

それから、簡単なことですが、12ページと13ページは逆ではないかと思いました。13ページが12ページに来て、12ページが13ページに来るのではないかと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 12ページは我々も内部で迷ったところがあるのですが、花や緑に関する基準ではありながら、ここは、どちらかという地域一体感を

出すための方針のほうに緑を使っていきましょうということで、方針としては、1番の「それぞれの街並みに一体感が生まれる」に③をぶら下げている関係で、逆のように見えてしまうと思います。

○森委員 6ページ目ですが、原始林通という言葉が2番に出てきましたので、ちょっと違和感がありました。その2点です。

○事務局（景観まちづくり担当係長）そこは、本当におっしゃるとおりです。ありがとうございます。

まちの内容というところで言いますと、1ページ目の目的と位置づけのところに、どういう施設があるかとか、広場やお祭りなどについても少し書かせていただいたのですが、イメージとしては、景観特性についても少し触れたほうが良いということですか。

○森委員 全然違うまち並みが二つあることが計画で分かっているわけなので、ここは容積何%のところとこういうところがあってというように、枠組みが決まっています。それから、公園や川、原始林通などに街路樹もあります。それらがどうなっているのかは分からないのですけれども、このまちが持つ資源を地図上で表し、それを特徴として捉えて、それをもってこういう計画を立てますという流れにされてはいかがかと思いました。

○事務局（景観まちづくり担当係長）分かりました。

1ページ目のような文章からもう少し踏み込んで、図なども使って、初めて見た人でもイメージできるものを最初に持ってきてから、基準なり方針をつくっていくということだと思います。

検討させていただきます。どうもありがとうございます。

○小澤会長 今のお話ですけれども、1ページのほかに5ページにもあるかもしれません。

○事務局（景観まちづくり担当係長）5ページにも少し重複する部分があります。

○小澤会長 その辺りは検討の余地があると思いました。

ほかにいかがでしょうか。

○渡部委員 私は、10ページの真ん中辺りに書いてある検討のポイントの②札幌市の景観色70色のカラーチャート部分です。札幌市の景観色70色を活用しましょうと書くことは非常にいいと思うのですが、一番最後の部分に、札幌市の景観色70色から選定するよう努めましょうと書いてあるのですが、こう書いてしまうと、この中から必ず選ばなくてはならないという誤解を招いてしまうのではないかと思います。確かに、普通の人たちがこの中から選んでいるのは間違いないと思うのですが、必ずしもこの中から選ばなくてはならないというわけではないと思います。

それから、高さによっては使える明度に若干の規則があるのですが、そこまで書くとかぐちゃぐちゃになってしまうので、文章の最後の部分をこの中からきちきちで選ばなくても、これを参考に合う色を選びましょうという形に変えたほうが景観色の範囲が広がると思いました。

○事務局（景観係長）ありがとうございます。

委員がご指摘のように、この70色の制度自体は、正確にはこの70色から選ぶのではなくて、細かく言うと、それぞれの色相に限界色票と言いまして、一定程度の幅がある中で選んでいいということになっています。

しかし、これだけを見ると、まさに70色から選びなさいとしか見えなくて、どうかと思うところがあるので、表現の仕方を付加するなり、最後の書きぶりをちょっと変えるなどの検討をさせていただきたいと思います。

○渡部委員 色のチャート自体はこれでもいいと思うのですが、最後の文章のところをもうちょっと柔らかくして、この色から外れてもいいという雰囲気を出せるとと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今だと、この70色しかないように見えてしまいますね。

○渡部委員 そうですね。そこがちょっと気になりました。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 承知いたしました。

○小澤会長 この件に関してはほかの事案でも結構出てきますので、逆の印象を与えないように、表現をある程度統一したほうがいいかもしれません。

○事務局（景観係長） そうですね。

○小澤会長 松田委員、何かございますか。

○松田委員 この件に関しては、前回のプレアドバイスの中でもコメントさせていただいたのですけれども、結構多くの方が、もしかするとこの審議会の委員の方も70色だけとされているかもしれないと思います。この景観70色は、ベースの色として明度や彩度を調整できるようになっているのですが、そのことをここで表現し切れなと思いますので、例えば、米印で注釈をつけてほかの資料などに誘導すればいいと思います。

②の札幌の景観色70色を活用しようというタイトルは非常にいいと思います。ただ、文章の最後が「選定に努めましょう」になっているのですが、この70色の中にどうしてもいい色がなく、むしろ70色以外から選んだほうがよくなる場合もあるので、そのようなこともできるようにしていただければと思います。

このことは、この間のプレアドバイスのときにも言いましたが、それをつくった方もそう言っていたということですので、お願いします。

○事務局（景観係長） 繰り返しになりますけれども、例えば、後ろの参考資料編に限界色票など、簡単な補足や解説を入れ込んで、米印でそこに誘導することも考えられると思いますので、検討したいと思います。ありがとうございます。

○小澤会長 ほかにいかがでしょうか。

○岡本委員 分かりやすい説明をありがとうございました。

ほかの委員の皆様からのご指摘もすごくよく分かるのですけれども、結局、この指針は誰が面倒を見て、誰が見るのかということが不勉強で分からないので、教えていただきたいです。

例えば、事業者さんが建物を立てるに当たって確認申請等で役所に来たときに、これを

ぼんと渡して、こういうものがあるので、きちんと守ってねという話になるのか、それとも、もっと前の段階の市民レベルで、これは常にみんなが知っているという前提で話を進めるのですか。

それに加えて、これを指針として皆さんが認識して守ってくれるようにするには、どういうマネジメントをするのかとか誰が管理するのかというところで、性善説に立ってお話をしていくのか、それとも、もう少し組織的にきちんとやっていくのかというところで書きぶりが変わる気がしています。全てを書こうと思うと辞書のようにになってしまうと思うのですが、丁寧に書いても読めなければどうしようもないので、厚くなっても大して意味がないのです。ですので、これを使うときにきちんと解説、お話をし、理解を得てデザインしてもらうところに力がかかる仕立てにしなければ、これがあるのに守っていないというように排斥する話し方をされるとどうしようもなくなってしまいます。その部分が少し気になっているので、教えていただけませんか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 指針をつくった後のことということですが、本当にそのとおりだと思います。

活用するという意味では、今、岡本委員がおっしゃったように、大きくは事業者と市民の方の二つがあると思っています。

事業者がこのエリアで建物を建てたり改修する場合は、5,000平米以上の建物の場合に届出の情報が行政に来て、この指針に沿って協議をさせていただき、建物やまち並みの誘導をしていく形で活用させていただきます。それが一つです。

それから、地域の景観をつくっていくものなので、主役は市民やそこでお店を営んでいる方などで、その方々にいかに周知をして浸透させていくかということが、今後、より力を入れていかなければいけないところだと思っています。それは地域によっていろいろで、どういう主体がこの景観まちづくり指針の作成に関わっているかによってアプローチの仕方もいろいろとあると思っています。

このまちに関して言いますと、まだ絶対にこうしていくと決めたわけではないのですが、今、G街区とI街区の整備が進んできて、学校などがオープンしようとしている中で、まだ任意組織ですが、エリアマネジメントの組織がもうすぐ立ち上がるころと聞いております。そのG街区、I街区の組成メンバーや関連する企業などがエリアマネジメントに入ってくる予定になっておりますので、まずは、そういった動きのある部分を担う方々とこの指針を共有して、後ろのほうに活動などを示しているのですが、そういったことでも一緒に動いていけないかと考えております。いきなり全市民に行き渡らせるのはちょっと厳しいと思っていますので、時間は少しかかるかもしれませんが、動きのあるところから一緒に活動させていただいて、いずれは個々の住宅にも浸透させていけたらいいと考えております。

○岡本委員 ありがとうございます。

実際にそうだと思うので、一遍にということは確かに難しいと思います。そう考えると、

今のプレアドバイスと似ている方向になるのですが、この指針が共有されてできた建物をきちんと整理して、指針をちゃんと読み込んで考えてデザインしてくれた建物は、この地域らしく、その特性を踏まえた上で楽しいものになっていますというように、こういうものを目指しているという参考事例が積み上がっていく仕組みも併せてなければいけないと思います。

逆に、これにがちがちに縛られて違うよねという話になると、クリエイティブさが失われてしまうと思うので、文言一つ一つも大切ですが、あまりこだわっても大して意味がないと思っています。そうではなくて、皆さんがこれを読み込んでどういうものができてきたのかということと共有していく、その後ろのほうをきちんと考えていってほしいというのが正直なところです。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 分かりました。

建物もそうですが、一つの指針があって、それに基づく活動ができたことやよくなったことなどが生まれていくと思いますので、そういったことを地域で共有していけるように検討してまいりたいと思います。

○事務局（景観係長） 今言われたことはごもったもなお話だと思います。前段で、皆川委員や森委員、渡部委員が言われたことが全部つながっていて、我々はこの指針をつくって終わりとは決して思っていませんし、最後のページにも、活動を含めて支援していくことやエリアの中で引き続き一緒に考えていきましょうという考えを示しています。

最初から完璧なものではないかもしれませんが、指針をつくり終えてスタートして、皆さんの意見を聞き、資源を改めてみんなで確認したり、事業者さんからの届出を通して「らしさ」が出てきて、それぞれを積み上げていく段階に合わせて、またこの指針を見直していきましょうという話につながっていくと思っております。

今後、その辺を含めてどう続けていくのかということ、今のご意見を全て受け止めて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○小澤会長 私も今の岡本委員の意見は非常に大事だと思っています。そもそもこの景観行政自体の歴史がそんなに長くありませんので、確立されていないものだという前提で我々は取り組まなければいけないと思います。ですから、いろいろと誘導していきながらいい事例を積み重ねて、みんなでつくり上げていくのです。

まさに岡本委員がおっしゃったように、今の時点の規制で進めてしまっていて、排斥するものではないということとはすごく大事なポイントです。しかし、事業者の方や市民の方にそういうふうを受け取っていただけない場合があります。最初は、これは許可なのかといった目に入ってこれられると思います。

ですので、まだまだ発展途上で規制もある時点では必要かもしれないのですが、景観法に関することを扱う大上段のところ、何かを誘導したり試行錯誤でつくり上げていくというメッセージを、例えば、この指針の頭のところに出すのか、あるいは、景観行政のホームページの頭に出すのかは分かりませんが、そういったことを共有していく仕組み

みというか、表現が必要という気がすごくしました。

それが前提であると考え、この五つの方針がキーワードなので、事業者も市民もこれを共通の言葉として語っていかねばいけないという方向づけとして理解していただければ、それだけでも大きな成功になっていくと思います。ですので、この指針に限らず、ぜひ工夫をお願いしたいと思いました。

○事務局（景観係長） ありがとうございます。

○小澤会長 片山委員、お願いいたします。

○片山委員 私から、野津幌川の扱いについて提案があります。

8ページと9ページですが、「身近なみどりがうるおい・やすらぎを感じさせる景観まちづくり」という方針の基準として、建物の回りの緑化に努めましょうとか、建築物のアプローチは緑でにぎわいを演出しましょうと書いていて、緑はあくまでも建築物に付随する形で捉えられているように見受けられます。

8ページの推進区域の地図を見ると、野津幌川がかなり広い川幅で地域の東端をリニアに流れていて、景観をそこでストップさせている大事な存在だと思うのです。また、12ページには野津幌川の写真がありますが、人が結構ゆっくりできる場所でジョギングなどもしています。私はここにあまり行ったことがないので、分からないのですが、私は豊平川でジョギングをするのですが、そこに行くと、札幌の通景が見てとれますし、音楽をしている人やバーベキューをしている人など、いろいろな人々のアクティビティがあるので。

建物に付随する緑も大事ですが、面的、線的に広がる河川の緑は、建物の付随するものとは別に価値を位置づけたほうがいいと思います。そう考えると、この区域のマップには川の真ん中に線が引かれているのですが、この線を川の端っこだきちんと入れて、両岸を含めて一体的に、ここは大事な景観を形成しますというように丁寧に扱ってはどうかと思います。

緑は景観とは別ですが、食物の固有種や生物多様性などを保障します。私は緑の審議会にも出ているのですが、その辺と連携して景観の隣にある価値観もキーワードに含めて大事に扱っていかばどうかと思います。1ページの目的と位置づけのところにも、「野津幌川などのみどり豊かな空間が点在し」と書いてあるので、大事だと思うのです。

ちょっと気になるのは、この目的の中に「ふれあい広場あつべつ」が出てくるのですが、ほかのページでは扱われていない気がします。推進区域のところも科学館公園はあるのですが、やはり「ふれあい広場あつべつ」は登場していません。私はあまり行ってないので分かりませんが、もし大事であれば入れたほうがいいと思いました。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 野津幌川をもう少し単独でフォーカスするというご意見だと思います。この野津幌川は河川でもあるのですが、都市緑地という形でも位置づけられておりまして、写真にあるとおり、本当に緑豊かなところにあります。

これまでのワークショップの中では、ここを拠点にした清掃活動などを行っていき

というご意見があったのですが、その辺が十分に反映されていない状況ですので、建物付随の緑だけではなく、原始林通や野津幌川も含めて緑をきちんと生かしていけるような表現を検討したいと思います。

それから、「ふれあい広場あつべつ」は今まさに改修しているところですが、1ページ以降に何も出てこないのはもったいないので、そこも検討させていただきます。

○小澤会長 松田委員、お願いします。

○松田委員 この後で退席しなければならないので、幾つか気になった点についてお話ししますが、どこまで対応できるかということはお任せします。

今の片山委員からのお話は河川ですが、私も前回のときに道路を区域に入れるべきではないかという話をしました。回答ではセンターまで入っているということでしたが、これも河川と同じで、街路樹の緑は景観にとって非常に大きく、歩く通りですので、影響が大きいです。そうすると、片方の歩道だけを区域に入れてもう片方の歩道は入れないのはおかしいと思います。外側はどちらかという幹線道路で交通量が非常に多く、よく見られるエリアなので、道路も河川と同じように指定すると思います。

将来は、道路を景観重要公共施設に指定する可能性があります。国道だと法律に基づいて開発局に対していろいろと要望できるので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それから、前段の最後に岡本委員からあったお話について、私からの一つ提案したいのですが、採用いただけるかどうかは全てお任せします。

前回は似たようなお話をさせていただいたのですが、第2章と第3章の間に、地域の特徴を、具体的に言うと、課題も含めて守るべきものや磨くべきもの、改善していくべきものを置くと、先ほど岡本委員が言われたように、後ろの細かいルールとは別に、この地域はこういうものでこういうことを守っていかなければいけないという共有が図れる入り口になると思います。また、その守るべきものや磨くべきもの、改善すべきものに対応させて後ろを読むと、非常に理解しやすくなると思ったので、提案します。

それから、最後に細かい話ですが、11ページにまち並みへの配慮のところ、「周辺の景観と違和感が生じないように配慮しましょう」と書いているのですが、これは同じものにするのが目的ではないと思います。解説のところ「質の高いデザインとなるよう」と書いているので、配慮することになるとどうしても同じような色になるのですが、例えば、アクセントカラー、差し色ということで、類似調和ではなくて対比調和もできます。それから、ここでは、にぎわいをつくるとか交流の場を生むと言っているのですが、一番下の左と右の絵を見ると、右の絵は寂しい役所の建物のようになっていて、これに合わせるとこうなると思いました。

これは提案ですが、例えば、左側の配慮前の二つのうちの一つを非常にすばらしいものにして、もう一つのほうをそうでもないものにして、そうでもないもののほうを、配慮後のすてきなものに合わせた絵にすると、もう少し共感が得られるのではないかと思います。

細かい話ですみませんが、どうぞよろしくお願いします。

○事務局（景観係長） いただいた意見については、考えていかなければいけないものもろのことがありますて、すぐには取り入れられないと思いますので、引き続き検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○松田委員 扱いはお任せします。

○小澤会長 欠委員、お願いいたします。

○欠委員 15 ページのおもてなしの拠点となる景観まちづくりの基準のところですが、①の広告物・案内サインの検討のポイントの中に、「文字量が多くなりすぎないように配慮し」とあります。私はこれはすごく大切なことだと押さえていまして、ここに、文字が大きく、シンプルで見やすい広告物といいますか、案内のことも加えていただきたいと思います。

私は、道内外、国内の幾つかの都市に行き、実際にいろいろなところを見てきましたが、このまちはすごく動きやすくていいという場合と、訳が分からなくなってしまう場合があったので、文字量をあまり多くしない配慮が大事だと思います。そして、文字の大きさについてちょっと触れていただけたらいいと感じました。

○小澤会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

早川委員、お願いいたします。

○早川委員 早川です。よろしくお願いします。

意見にも書いたのですけれども、私は毎年ここを訪れる環境にはなく、小樽からこの副都心に初めて行ったときは、JRと地下鉄が交差していて、とても都会的だと思いました。

この地図では、JRが1本の線だけでびゅっと書かれているのですが、JRと地下鉄が交差していることを示すために、白と黒の鉄道のマークとして見せることも大切ではないかと思いました。

それから、新さっぽろに行った目的は、すばらしいプラネタリウムが科学館にあるためですが、ここにしかないものがあるということも私が一番初めにここに行ったときに感じたことです。

開拓の村に行くときも、私は車を運転しないので、この場所から行くのが割と便利で、よく使います。そのことも意見に書いたのですけれども、バスで原始林通を通っていくのですが、まちの近くに原始林があることもすごいと思うのです。

開拓の村は、建築をしている人は誰でも一度は訪れたい場所ですが、バスの車窓からの風景もすてきだったのです。新さっぽろに着いたときは超都会的と思っていたのですが、そこから移動していると、先ほど曲線の道路が多いとか、先の見通しの話が出ていましたが、その道路が持っている形態や交差の風景も景観のすばらしさと関係があると思いました。

何を言いたいかというと、先ほどどなたかもおっしゃっていましたが、一番初め

のページに歴史のことが書いてあるのですが、そこには事実が書かれているのですけれども、もう少し感情的なものを入れてもいいと思いました。それをあまり入れるのはよくないのかもしれないのですが、そう思いました。

もう一つは、先ほどどなたかがおっしゃっていましたが、生活者の視点とといいますか、生活している人が楽しいという要素があることがまちを輝かせると思うのです。このまちの中には、私たちが驚くようなすばらしい要素がいろいろあり、それを使ったり、日常生活をしている人たちが生き生きとそのまちを楽しんで愛しています。そのことはワークショップの報告でいろいろな褒め言葉が出ていたので、そう感じたのですが、それがこの指針に出てきていないのです。ていね夏あかりは、写真1枚でも伝わってくるものがあるのですが、この地域は何せまちが広いので、なかなか読み取れないと思いました。ですので、生活者の視点が説明の中のどこかにうまくあるといいと思いました。

それから、11ページのサインやデザインについてですけれども、私は建物の設計をする際に、看板やサインなども関係して考えるのですが、配慮前と配慮後は、看板や色だけに頼ってしまっているところがあります。例えば、すてきなオーニングをつけるとか、サッシの色を変えると、中にブラインドがあるのなら、それを工夫したものに替えるなど、窓の形は変えられなくても、デザイナーさんの力で見え方を変えることができると思います。この指針にそこまで入れることは難しいかもしれませんが、看板だけに頼らず、そういう目線も入れて進めたら、と思います。

デザインとは人を幸せにするものだとは私は思っているのですが、この指針もデザインの一つなので、人の幸せのためにいいものができればと思っています。

地の利がないので、この指針を読み取るのに半年くらいかかりました。まとまりがないのですが、私の意見です。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ありがとうございます。

先ほど永井も言っていましたけれども、皆さんから同じ趣旨のご意見をいただいている気がだんだんしてきました。書き方が少し淡泊な部分があると思います。ワークショップでのご意見などがバック資料としてあるのですけれども、そこには地域の皆様の声がより詳しく載っていますので、もう一度見返しながら、この地域の資源やすばらしいところ、あるいは課題、磨くべきところなどを掘り下げたいと思います。あまり厚過ぎてもということをおっしゃっていただきましたけれども、なるべくいいバランスでもう少し盛り込んでいかなければならないと思っています。

○事務局（景観係長） 今お話を聞いていて、文字面が全般的に淡泊だと改めて感じました。一方で、今お話しいただいたことは、我々が事業者さんや設計者さんとの届出協議をする中で、それができない場合はどうしようという話題になったときにお話しすることが多いのです。

地域の特徴が背景にあることは大前提で、あとは指針としてこの書面の体裁をどのくらいのイメージでどこまで作り込むかということがありますが、今回に限った話ではない

と思いますので、今後の指針のつくり込み方の参考として、引き続き検討させていただければと思っております。

○小澤会長 4ページの地図も、例えば、航空写真にして、地域の魅力がそこからちゃんと読み取れるものにするだけでも違っていくと思いますし、その辺からつくる方のデザイン力が入っていくと思います。検討の余地がかなりあるかもしれません。

石塚委員、お願いいたします。

○石塚委員 石塚です。よろしく申し上げます。

非常にささいな点とこの先の大きな話との極端な話をさせていただきます。

ささいな点から言うと、まず、各基準の下の①、②、③というそれぞれの内容を示した部分ですが、帯に色がついていて、それが夜間景観やオープンスペースなどの要素と連動して色分けされていると読み取れます。

しかし、夜間景観、特にオープンスペースという言葉は、前段の目標方針の基準の中には一切出てきていない文言ですので、それが色づけされてフィーチャーされることによって、かえって分かりづらさが生じている可能性があると思います。

前段で12ページと13ページの順番は逆ではないかというご指摘があったのは、まさに花、緑という要素のシンボルカラーとして緑を使って、両ページに偶然またがったので、そういう認識をされてしまう要素があったと思うのです。

カラーが多いのはいいのですが、要素に着目するのであれば、花、緑の枠線くらいの色にとどめて、説明しなければ分からないような色使いをあまりたくさんしてしまうと、かえって本質が通じなくなる可能性があると思います。

もう一つの大きな話としては、今回の景観まちづくり指針は厚別の新さっぽろに関わる住民の皆さんと事業者の皆さんが自分たちのまちの景観をこうしていこうという宣言みたいな位置づけで、今後の開発に対して景観を誘導することから考えると、非常に力不足の仕組みの状態だと思うのです。

前もお話ししたかもしれませんが、新さっぽろは札幌の中で非常に重要な拠点になりますので、景観計画の重点区域という形で、行政の皆様も責任を持ってここの将来像の実現に向けて寄り添う仕組みにしていく必要があると思います。

ただ、岡本委員がおっしゃったように、そういうことを最初から行政が頭ごなしに地区に下ろしていくプロセスではなく、地区の皆さんが納得しながらそういう方向性を見出していくプロセスが大切だと思います。地域の皆さんと、この指針を基にして毎年変わっていく景観をレビューし、振り返って、どこに良さと問題点があるのかを議論し、必要であれば5年先くらいに景観計画の重点区域にして、行政も一定の拘束力を持ちながら、守るべきところ、つくるべきところをつくっていく方向につなげていかれるとよろしいと感じました。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ありがとうございます。

重点区域の話は11月にも石塚委員からいただいていたのですが、その後、内部で話を

していました。その中で、まずは、この指針をきっかけに地域住民の方と一緒に取り組んでいき、この指針だけだと足りないという形になっていくのが理想で、そこから重点とか強めの施策になっていくことが一番いいという話をしていました。それはまさに石塚委員からおっしゃっていただいたことで、少し時間はかかるかもしれないのですが、そうなるようにアプローチをしていければと考えております。

○小澤会長 予定していた時間が大分過ぎてしまったのですが、欠委員、短くお願いできれば助かります。

○欠委員 面接のときに出てきた重点区域のお話を思い出していたのですが、とても大切なことだと思いますし、私は基本的に賛成です。

直接書いていないことで、1点、お聞きしたいのですが、先日、新さっぽろの地区の開発に関わる報道が一斉にされておりました。区民やそれ以外の方々もそうですが、これからは若い人たちの往来がたくさんあるのではないかと、新しい発展に期待しているという感じで報道されていました。

I 街区のところについて一つお聞きしたいのですが、超高層タワーマンションが建つということで、日照権の問題は大丈夫なのかと思いました。

ただ、位置関係からいくと、病院などの建物が関係するようで大きな問題はないと思うのですが、日照権に関わって問題ないのですか、あるいは日照権について何か問題があっても解決されているということでしょうか。分かったら教えていただきたいと思います。お願いします。

○事務局（景観係長） ありがとうございます。

建築計画的には、私の知識の範囲内でしか話せないところがあるのですが、まず、配置計画的に確認しているところでは、I 街区の南側に高層マンションが建つことになって、北側にその他の商業施設やクリニックが配置される関係性にあります。

今、欠委員が日照権で心配だというのは、マンションそのものの住民の方に対してなのか、その建物が建つことによるの周りへの影響でしょうか。

○欠委員 はい。

○事務局（景観係長） そういう意味では、既存の住宅街に大きな影を落とすことはないと認識しております。建築基準法などに日影規制の制限がありますので、建物の高さや配置などはその法律の範囲内で決まっています。

○小澤会長 日照権の話は都市計画や地区計画など、非常に複雑になりますので、今の法の立てつけですと景観的になかなか整理しづらいところがあります。しかし、街路の公共スペースの日照は景観的に守られるべきということは、ある意味で非常に新しい視点かもしれないですね。ですから、話を聞いていて、この指針のレベルというよりはもうちょっと大きなレベルで議論の俎上に乗る話だと思いました。この場は審議会ですので、様々な問題提起があることは非常にいいことだと思います。

それでは、ここでどうしてもという一言がなければ、次の議題に進みたいのですが、後

ほどお気づきの点などが出てきたら、前回のよう期限を区切ってメールや電話なりで寄せていただくことは可能でしょうか。

○事務局（景観係長） 期限を区切ってご意見をいただく手法は取れると思います。

○小澤会長 それでは、ここで十分発言できなかつた、あるいはお帰りになった後でお気づきになった点などがあれば、また寄せていただきたいと思います。それを審議会の意見ということで、最終案に向けてまたご検討いただきたいと思います。

それでは、続きまして、議事事項（２）に入りたいと思います。

景観重要建造物の指定候補についてでございます。

これ以降の議事事項は、札幌市良好な景観の形成に関する取扱要綱第２３条第１項に基づきまして、特定の個人、または法人等の権利、利益に関わる事項を取り扱うこととなりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○小澤会長 ありがとうございます。

それでは、非公開ということで、傍聴者の方は退席いただきたいと思います。

《議事事項２、３（非公開）》

４．閉 会

○事務局（地域計画課長） それでは、以上をもちまして、令和２年度第３回札幌市景観審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上

令和2年度第3回景観審議会出席者

委員（11名出席）

石塚 雅明	株式会社石塚計画デザイン事務所 顧問
岡本 浩一	北海学園大学工学部 教授
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院 教授
欠 政信	市民
片山 めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
早川 陽子	一般社団法人北海道建築士会 情報委員会 副委員長 (早川陽子設計室 主宰)
東原 幸生	札幌商工会議所 都市・交通委員会 副委員長 (交洋不動産株式会社 代表取締役社長)
松田 泰明	国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 地域景観チーム 上席研究員
皆川 智司	市民
森 朋子	札幌市立大学デザイン学部 准教授
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会北海道地区 常任理事